

大分県中小企業経営改善資金特別融資要綱

に基づく資金の融資事務に関する要領

昭和 56 年 4 月 1 日制定

(趣 旨)

- 1 大分県中小企業経営改善資金の融資事務に関しては、大分県中小企業経営改善資金特別融資要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領並びに保証協会及び指定金融機関の定めるところによる。

(定 義)

- 2 この要領における用語の意義は、要綱に定めるところによる。

(指定金融機関)

- 3 要綱第 5 条第 1 項に掲げる指定金融機関は、次のとおりとする。

- (1) 株式会社大分銀行
- (2) 株式会社豊和銀行
- (3) 大分信用金庫
- (4) 大分みらい信用金庫
- (5) 日田信用金庫
- (6) 大分県信用組合
- (7) 株式会社商工組合中央金庫
- (8) 株式会社北九州銀行
- (9) 株式会社伊予銀行

(再生手続開始申立等企業の指定手続)

- 4 再生手続開始申立等企業者等は、必要があると認めるときは、要綱第 3 条の規定に基づく再生手続開始申立等企業の指定を再生手続開始申立等企業指定申請書（様式 3）により速やかに知事に申請するものとする。ただし、当該申請前に、知事が当該企業を再生手続開始申立等企業として指定する場合は、この限りではない。

(再生手続開始申立等企業の指定基準)

- 5 要綱第 3 条に規定する県指定再生手続開始申立等企業は、再生手続開始申立等事業者に係る負債総額が 1 億円以上、負債全体に占める金融負債の割合が四分の三未満であると推定され、かつ、次の各号いずれかに該当する場合に指定するものとする。ただし、知事が特に必要と認めた場合にあっては、この限りではない。

- (1) 再生手続開始申立等事業者に係る負債総額が 3 億円以上であること。
- (2) 当該再生手続開始申立等事業者に対し、50 万円以上の一般債権を有する県内中小企業者数が 20 社以上であること。
- (3) 前号の県内中小企業者に係る一般債権の合計額が 1 億円以上であること。

(融資限度額)

6 当資金の融資残高は、要綱別表の融資限度額を超えてはならない。

(融資の選定基準)

7 要綱第9条に規定する融資の対象となる資金の選定にあたっては、次の点に留意して行うものとする。

- (1) 再生手続開始申立等企業に対し50万円以上の債権を有し、当該債権（通常の営業取引によるものに限り、金融債権等は除く。）の回収が困難となっている特定中小企業者の経営の維持及び安定のために必要な資金であること。
- (2) 再生手続開始申立等企業に対し回収困難な債権を有し、当該企業に対する取引額が、全取引額の20パーセント以上を占めている特定中小企業者の経営の維持及び安定のために必要な資金であること。
- (3) 破綻金融機関等との金融取引があるため、適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来している破綻金融機関関連中小企業者の経営の維持及び安定に必要な資金であること。
- (4) そのものの再生手続開始申立等を防止することが、相当数の中小企業者の連鎖倒産の防止等に結びつくと見込まれる再建中小企業者の経営維持及び安定のために必要な資金であること。
- (5) 再生支援中小企業者の経営の維持及び安定のために必要な資金であること。
- (6) 再生手続開始申立等小規模企業者にとって、そのものとの取引額の割合が50パーセント以上である取引先たる特定取引中小企業者が、取引量の増大又は取引条件の緩和等により当該再生手続開始申立等小規模企業者の事業の再建に寄与するために必要な資金であること。

(融資の申込み受付時期)

8 融資の申込みの受付は、常時行うものとする。

(融資の申込手続)

9 融資を受けようとする中小企業者は、大分県中小企業経営改善資金融資に係る通知書（様式1。以下「通知書」という。）3通に別表に定める書類（以下「関係書類」という。）を添えて、当該中小企業者の事業所の所在地を管轄する商工会若しくは商工会議所（以下「商工会等」という。）又は指定金融機関に提出しなければならない。ただし、再建中小企業者及び特定取引中小企業者にあっては、その事業所の所在地を担当区域とする相談室に提出しなければならない。

(経営指導等)

10 商工会等及び相談室は、前項の規定により通知書及び関係書類の提出があったときは、当該融資に関し、事業計画及び資金計画等について必要な経営指導を行い、当該通知書1通に決算書及び試算表を添えて指定金融機関に、当該通知書2通に関係書類各1通及び調査意見書（様式9）、再建中小企業者又は特定取引中小企業者に係るものにあっては調停士の推薦書（様式

6又は8)を添えて速やかに保証協会に送付するものとする。

ただし、指定金融機関に直接通知書及び関係書類の提出があったときは、当該指定金融機関は当該融資に関し、事業計画及び資金計画等について必要な経営指導を行い、当該通知書2通に関係書類各1通を添えて保証協会に送付するものとする。

(融資内容の審査)

11 保証協会は、前項の規定による通知書の送付を受けたときは、内容を審査し、適當と認めたものについて保証の決定を行うものとする。

(保証及び融資の決定等)

12 保証及び融資の決定については、次のとおりとする。

(1) 連帯保証人及び担保等の徴求については、保証協会及び指定金融機関の裁量によるものとする。

(2) 保証協会は、保証に関する決定を行ったときは、その旨を関係商工会等又は相談室に通知するものとする。

(3) 商工会等及び相談室は、前号の通知を受けたときは、その旨を当該保証に係る融資申込者に通知するものとする。

(4) 指定金融機関は、融資の決定を行ったときは、その旨を当該融資の申込者に通知するとともに、速やかに融資手続を行わなければならない。

(債権管理)

13 本資金の融資により生じた債権の管理については、次のとおりとする。

(1) 指定金融機関は、本資金について延滞等債権の保全上問題となる事態が発生したときは、善良な管理者の注意をもって、その解消に努めなければならない。

(2) 保証協会は、前号の事態が発生したときは、当該融資に係る保証債務の履行の有無にかわらず、当該融資を受けた中小企業者に係る他の保証付融資を含め、指定金融機関及び関係商工会等又は相談室と協力して、速やかにその解消に努めなければならない。

(融資条件の変更)

14 融資条件の変更については、次のとおりとする。

(1) 融資を受けた中小企業者は、融資を受けた後、災害、代表者の疾病その他当該融資を受けた中小企業者の責めに帰することのできない事由により事業の運営に重大な支障が生じたときは、融資を受けた指定金融機関に融資条件の変更を申請することができるものとする。

(2) 指定金融機関は、融資条件の変更を承認したときは、意見書を付し、当該中小企業者とともに保証協会に対し保証条件の変更を申請するものとする。

(3) 保証協会は、前号の申請を受理し、次に掲げる事項を充たしていると認めたときは、保証条件の変更を行うものとする。ただし、要綱第10条で定める融資期間の上限を超える変更をする場合又は融資利率を変更する場合には、あらかじめ、知事に保証協会の意見書(様式11)及び次のイ～ニを証する書面を提出の上、同意を得るものとする。

イ 保証条件変更の理由が妥当なものであること。

- ロ 事業計画及び資金の償還計画が妥当なものであること。
 - ハ 一般債権者、取引先、従業員、近親者等の支援が確実なものであること。
- 二 指定金融機関の継続的支援が確実なものであること。

(融資状況の報告)

15 指定金融機関は、毎月の融資状況を融資状況報告書（様式2）により、翌月の10日までに県に報告しなければならない。

附 則

この要領は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成2年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年11月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年11月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年11月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 9 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要領の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

別 表

区 分		添 付 書 類
共 通		(1) 信用保証委託契約書（印鑑証明書添付） (2) 信用保証委託申込書 (3) 資産証明書 (4) 法人にあっては連帯保証人明細書 (5) 直近の決算書及び最近の試算表（各2通） (6) 法人にあっては商業登記簿の謄本 (7) 許可・認可関係業種にあっては、当該許可・認可証の写し (8) 削除 (9) その他、保証協会及び指定金融機関が必要と認める書類
個 別	特定中小企業者	大臣指定に係るもの 知事指定に係るもの
	破綻金融機関連中小企業者	再生手続開始申立等企業に対する債権額に係る市町村長の認定書 （様式4）
	再建中小企業者	破綻金融機関等との金融取引に係る市町村長の認定書 （様式5）
	再生支援中小企業者	調停士の推薦書 （様式6）
	特定取引中小企業者	中小企業再生支援協議会長の証明書 （様式7）